

令和2年6月12日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

## 豊川市ふるさと納税「返礼品」を募集します（購入型）。

### ◆ふるさと納税の返礼品を購入します

これまで豊川市ふるさと納税の返礼品については、全て市内協力事業者の皆さまから物品寄附いただいた商品等を活用することで、「とよかわ」の魅力を官民連携により発信してまいりました。

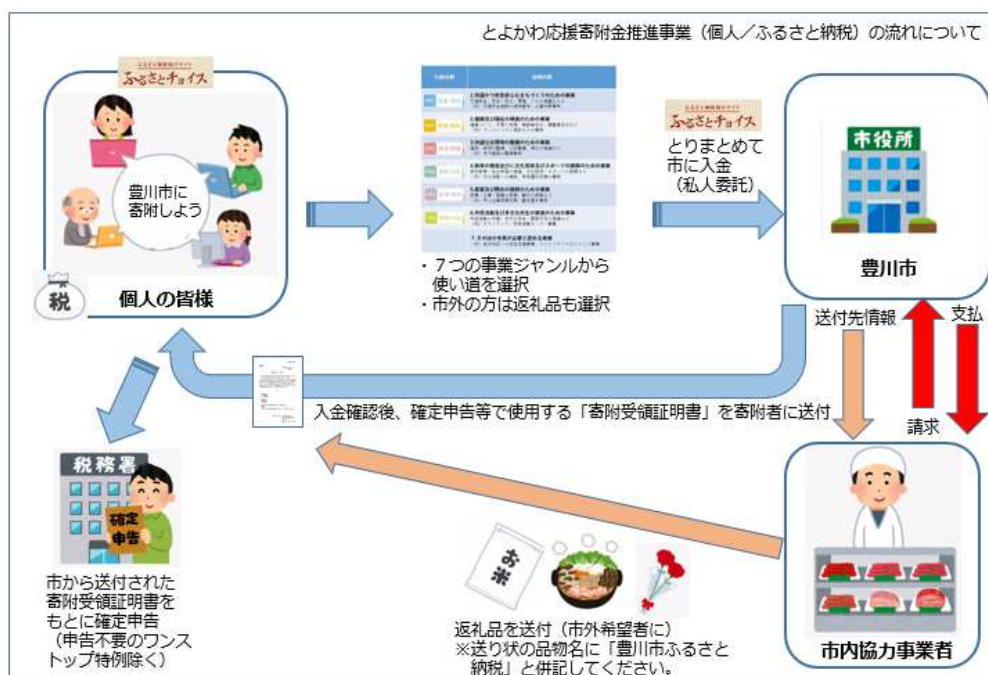
しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国内に緊急事態宣言が発令され、様々な活動の自粛要請などにより、経済も大幅に冷え込んだ状況となっています。これは本市においても同様の状況であり、緊急事態宣言解除後においても、今後しばらくはその影響が続くものと考えられます。

これらの状況を鑑み、緊急経済対策の一環として、返礼品を購入させていただくことで、地域における商品販売額を少しでも上積みしようとするものです。さらに、ふるさと納税専用サイトに掲載する費用や、クレジット決済等にかかる費用について市が負担しますので、事業者様にとっては、ほとんど経費をかけずに自社商品等の流通販売チャンネルを新たに確保できるものと期待しています。

このことを受け、新たな返礼品としての取り扱いを希望される市内事業者様を募集するものです。

### ◆事業の流れ

豊川市ふるさと納税返礼品として登録した商品等を、ふるさと納税専用サイト「ふるさとチョイス」に掲載します。寄附者から返礼品の申込があった場合、事業者様に送付先の情報をお知らせするので、返礼品を発送いただきます。返礼品の発送が完了したら、豊川市に対し、報償金を請求いただきます。



## ◆応募できる事業者について

市内に事業所や工場があることなどが条件となります。詳細については、市 HP をご覧ください。

## ◆返礼品として応募できる商品等について

総務省基準「地場産品」に該当するものとなります。市内で生産されている商品等であることが条件となりますが、詳細については、市 HP をご覧下さい。

## ◆返礼品の発送に対して支払う報償金の額

1 件あたり、「商品の価格」に送料 500 円（一律）を加算した額を報償金として支払います。

なお、ふるさとチョイスに掲載する寄附額の目安は、商品の価格を元に、国の基準に沿って市が算出したものとなります。

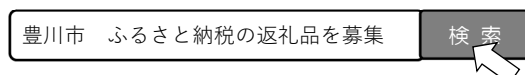
## ◆サイト掲載に係る費用、決済に係る費用

市が負担します。

## ◆お申込み方法

今回、2021 年 3 月 31 日までの寄附に対する返礼品を募集します（随時受付）。

申込書類や、用意していただく画像のサイズ等、詳細については、市のホームページをご覧ください。



市 HP 「返礼品を募集」

QR コード

詳細については、ホームページをご覧ください。

### ◇お問い合わせ先

豊川市役所企画政策課（担当 森下、本田）

電話 0533-89-2126（直通）

kikaku@city.toyokawa.lg.jp